

# 特別支援連携協議会だより

特別支援連携協議会事務局（釧路教育局）

平成 31 年 2 月 21 日（木）に、釧路教育局会議室において、平成 30 年度第 2 回特別支援連携協議会を開催しました。本協議会は、幼稚園から大学までの各学校等の代表者や、医療、保健、福祉、労働、保護者等の関係者で構成されており、管内の特別支援教育の推進に向けた協議等を行っています。本協議会で話し合われた内容等について紹介します。

## 説明「平成 30 年度の釧路管内における特別支援教育の取組について」

- 各学校の特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、概ね「個別の教育支援計画」が作成され、引継ぎ等にも活用されている。今後は、通級による指導を受けている児童生徒や通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対しての作成・活用を働きかけていく。
- 学校教育法施行規則の一部を改正する省令が施行され、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受ける児童生徒については、「個別の教育支援計画」を保護者の同意がない場合でも作成しなければならないこと、文書管理上 5 年間保存することが望ましいこと等が示されたことから、今後各種研修会等で周知・徹底する必要がある。

## 実践発表「個別の支援計画」の作成・活用に向けて



釧路町役場健康福祉部  
福祉課障がい福祉係  
主査 伊 東 理 沙

### 「発達支援ファイルの作成にむけて！」

- 「乳幼児期、学童期、青年期等をつなぐ方法や体制が必要」等の釧路町の課題を解決するため、「発達支援ファイル」の作成に取り組んだ。
- 「発達支援ファイル」の作成に向けた検討会には、健康福祉部の他、教育委員会、児童発達支援センター、放課後等デイサービス、保育所、計画相談事業所、特別支援学級親の会が参加している。（学校や医療機関はアドバイザー）
- 発達支援ファイルの記載事項は、各機関ですでに作成・活用しているカルテや記録の様式等を集め、項目を洗い出し、活用場面ごとに整理した上で、各機関で必要な項目にチェックをしてもらい、決定した。
- 次年度は試行期間として活用し、修正を加え、平成32年度から釧路町の全ての新生児に配付する予定である。

## 協議「管内の特別支援教育の充実に向けて」

視点1]各地域において「個別の教育支援計画」の作成を進めるための、各機関等の取組の成果と課題について

視点2]「個別の教育支援計画」の作成及び「個別の教育支援計画」を活用した引継ぎを充実させるための、各機関等の取組の成果と課題について



### 各委員からの報告及び意見

- パートナー・ティーチャー活用事業や巡回相談で助言した内容が、個別の教育支援計画に記載されるようになってきていることは、これまでの働きかけの成果である。
- 個別の教育支援計画の様式を定め、特別支援学校での教育相談や学校段階間の引継ぎに活用している市町村、学校があり、幼児児童生徒の一貫した指導や支援に生かすことができた。
- 個別の教育支援計画に取組の内容だけでなく、評価を記載することにより、一層指導や支援に生かすことができる。
- 個別の教育支援計画を活用した関係機関との連携の方法等を示し、全教員が連携した取組を行えるようにする必要がある。
- 個別の教育支援計画の趣旨や様式を乳幼児期に情報提供するとともに、学校段階の早い時期に作成し、引き継がれることが望まれる。

### 【協議のまとめ】

- 各市町村で、教育と福祉の一層の連携が図られるよう、連携の好事例等を情報提供し、連携の質の向上を図る必要がある。
- 個別の教育支援計画に取組の内容だけでなく評価を記載して、進級や進学、就労先へ引き継ぐ等、一層活用を充実させる必要がある。

### 【全体総括】

- 各市町村で、年に 2 回の引継ぎや学校段階間の授業参観等の引継ぎの工夫を行うことにより、幼児児童生徒の実態把握が円滑に行われ、適切な指導や支援に生かすことができた。
- 年に複数回、教育と保健福祉が合同で特別支援教育に係る研修を行うことにより、教職員及び保健福祉課職員等の専門性の向上を図ることができた。
- 今後も、各市町村において教育と保健福祉が連携し、特別支援教育を充実させていくことが大切である。